

中小法人・個人事業者のための 事業復活支援金のご案内

社会保険労務士法人 やまもと事務所

- ・申請期間：令和4年5月31日まで
- ・法人：最大 250万円
- ・個人事業主：最大 50万円
- ・対象事業者：売上高が月比較で ①50%以上 又は ②30~50%未満 下がった事業所

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者で

対象月 2021年11月~2022年3月のいずれかの月 と

比較期間 2020年11月~2021年3月

2019年11月~2020年3月

2018年11月~2019年3月

いずれかの期間

の同じ月を比較



計算例 中小企業の場合

(千円)

	11月	12月	1月	2月	3月	合計
2021~2022年	※1600	3000				
2020~2021年	3000	2100	2500	1200	1000	
2019~2020年	3000	5900	5400	2500	1000	
2018~2019年	※3600	3000	1300	700	5000	13600

※印の売上を比較すると2021年11月の売上が3年前の同じ月より55%下がっていますので支援金申請対象となります。

比較した3年前の11月~3月の売上合計を計算します。13600千円

2021~2022年の売上合計はまだ全期間計算ができていないので、売上が下がった月の売上

1600千円×5か月で計算します⇒8000千円

どのくらい下がったのか比較します 13600-8000=5600千円

5600千円下がっていますが支給限度額がありますので下の表で該当箇所を探します。

年間売上高が1億円以下なら100万円となります。

給付上限額

売上減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円~5億円以下	年間売上高 5億円超
① ▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
② ▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円